

宜野座村教育大綱

(平成29年度 ~ 平成37年度)

平成29年9月

宜 野 座 村

1 はじめに

平成27年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、新しい教育制度に移行し、教育について首長と教育委員会が協議・調整を行う「総合教育会議」を設置することとされました。

これを受けて、宜野座村においても総合教育会議を設置し、教育について村長及び教育委員会で協議・調整を行い、宜野座村の教育及び文化の振興に関する総合的な施策の方針として「宜野座村教育大綱」を策定しました。

2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3の規定に基づき策定しました。

3 大綱の期間

大綱の期間を平成29年度から平成37年度の9年間とします。

※ この期間において、必要に応じて見直しを行うことができるものとします。

4 大綱について

この大綱は、国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌し、第5次宜野座村総合計画（平成28年度～平成37年度）の教育に関する基本施策に基づき、本村の教育施策推進に係る4つの基本方針を策定しました。

宜野座村教育大綱

基本方向

「子どもたちの笑顔があふれ文化を育み時代を担う“人づくり”」

むらづくりの基本は“人づくり”です。地域が人を育て、人が地域を創造し発展させていきます。少子高齢化、人間関係の希薄化、高度情報化、国際化等が進展する現代において、未来の担い手である子どもを安心して産み育てられる子育て支援や、人間性豊かな子どもたちの幼稚園・学校教育を推進します。また、宜野座村の風土や地域文化との関わりのなかで、誰もが生き生きと生きがいをもって学べる生涯スポーツ・生涯学習の推進をはじめ、地域の伝統文化を継承するとともに、豊かな感性を育む文化活動の振興や多様な交流を推進し、「子どもたちの笑顔があふれ文化を育み時代を担う“人づくり”」をめざします。

4つの柱

(1) 魅力ある幼稚園・学校教育の推進を目指します。

幼稚園教育は、生涯にわたる人間形成及び義務教育の基礎を培う大切な時期であることから、学びの経験となる集団活動での「遊び」を通して総合的な指導の充実を図ります。また、新たな子ども子育て支援制度に基づき、預かり保育を継続する等、地域社会全体で子どもたちを育成する環境の充実を図るとともに、保育園及び小学校との円滑な連携を推進します。

小中学校教育、高校・大学の進学については、学校・家庭・地域・行政の相互連携のもと、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かなたくましい児童・生徒の育成を目指し、特色のある小中学校の教育内容や教育体制、地域に開かれた学校運営の充実や子育て支

援体制の充実を図るとともに、安全で快適な教育環境の充実に努めます。また、本村の中学生や高校生が進学したくなるような学習環境の充実や育英資金の適切な運営による経済的負担の軽減に努めます。

- ① 幼稚園教育の充実
- ② 小中学校の教育内容の充実
- ③ 教育体制及び学校運営の充実
- ④ 子育て支援体制の充実
- ⑤ 高校・大学等への進学支援
- ⑥ 教育環境の充実

(2) 生涯スポーツ・生涯学習の推進を目指します。

幼児から高齢者まで、村民の誰もがいつでもどこでも学び、気軽に運動することができるよう、地域や学校、関係団体等と連携しながら、地域ぐるみの生涯スポーツや生涯学習、図書館活動を推進するとともに、その活動の場となる施設の充実に努めます。

- ① 生涯スポーツの充実
- ② 生涯学習の推進
- ③ 図書館活動の推進
- ④ 活動施設の充実

(3) 地域文化の継承と文化活動の振興を目指します。

地域にある貴重な文化財や伝統文化を、村民共有の財産として適切に記録・保存及び次世代に継承していくとともに、子どもや一般向けの文化財講座や地域巡り、企画展等で積極的に活用し、村民の伝統文化等の地域資源に対する意識の啓発を図ります。

また、村民の豊かな感性を育むため、宜野座村文化センターを中心として、村民が文化芸術に親しむ機会の創出や地域の文化活動の担い手を育てます。

- ① 伝統文化の継承及び発展
- ② 文化財の保護活動の拡充
- ③ 伝統文化等の地域資源に対する意識啓発
- ④ 自主的な文化活動の促進

（４）国内外の交流活動の推進を目指します。

村民の国際理解を高めるため、今後も三世・四世の受け入れが継続的に行えるよう、受け入れ態勢の拡充を図りながら世界のギノザンチュ子弟研修生受入事業を継続していくとともに、世界のギノザンチュ交流事業やジュニア海外語学研修派遣事業等の海外交流・派遣事業充実を図り、国際化社会に対応できる人材の育成に努めます。

また、県外の市町村との地域間の交流を推進し、人とモノが行き交うことで交流人口の拡大と地域の活性化を図るため、継続性のある交流イベント等を展開します。

- ① 国際交流及び国内交流の推進
- ② 国際交流・国内交流の推進体制づくり